北川辺文化・学習センター（みのり）サービスコーナー営業者募集要項

１．サービスコーナー概要

〇施設概要

（１）面積　　約９．７７㎡（カウンター及び調理室）

（２）設備　　ＩＨコンロ、換気扇、冷蔵庫、食洗器、テーブル５台、椅子１３台

２．資格要件

（１）加須市内で飲食物提供等で活動している方（市内在住・在勤を含む）

（２）食品衛生責任者を有している方、または資格者を雇用する予定のある方

（３）地産地消に寄与し、誰もが気楽に利用できるメニューの提供ができること。

（４）市税の滞納がないこと。

（５）過去２年間において食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う個人・団体でないこと。

３．営業条件

（１）営業形態

①文化・学習センター利用者の利便性に資すること。

②サービスコーナー内での営業及び館内への出前等により、みのり利用者等へ飲食（弁当や飲み物等）を提供すること。

（２）営業期間

使用許可の日から令和９年３月３１日まで

※営業形態を満たしており、営業継続を希望される場合は、年度毎に更新手続きを行なう。

（３）営業日

原則、みのりの開館日とする。

※ みのりの休館日は次のとおり。

・毎週月曜日（ただし、北川辺文化･学習センター休館日の月曜日が祝日なった場合には、翌日を休館とする。）

・年末年始（１２月２９日から１月３日）　　・施設点検日（年数回程度）

（４）営業時間

開館日の午前 9 時から午後 3 時までとする。

（５）出店者の費用負担

①出店に伴う経費

②備え付けの設備以外の設備及び食器

③施設使用料、光熱水費、材料費、消耗品費等

原状回復費（許可期間終了後、原状回復にかかる費用）

（６）維持管理

①衛生管理

使用許可部分の日常清掃及び厨房設備の衛生管理を徹底すること。また、営業に伴う廃棄物は、出店者の責任において処分すること。

②設備類の保守管理

調理室設備及び備品等の修理は、原則として出店者負担により行うこと。

（７）その他

①使用にあたっては、加須市行政財産目的外使用許可書及び加須市行政財産目的外使用許可に基づく細目協定書をもって契約書に替えるものとする。

②使用許可期間中は、誠意をもって契約の履行にあたるものとする。

③出店者の都合により使用許可期間中に使用を中止する（以下「解約」という。）場合は、１ヶ月前までに市に通告するものとする。

④使用許可期間満了又は解約に際しては、使用許可期間満了日又は解約日までに使用許可部分を原状回復し、市に引き渡すものとする。

４．申請書提出

（１）提出書類

①北川辺文化・学習センターサービスコーナー営業申請書（様式１）

②誓約書（様式２）

③営業計画書（様式３）

④商業登記簿謄本(個人の方は住民票と本人確認証（運転免許証等）の写し)

⑤市税の完納証明書（様式４）

⑥営業に必要な証明書の写し（食品衛生責任者、調理師免許証等）

（２）提出期間

令和８年４月１日（水）から令和８年４月１０日（金）午後５時まで

（３）提出方法

加須市北川辺文化・学習センター事務室まで持参又は郵送（郵送の場合は、期限内必着）

〒349-1212　埼玉県加須市麦倉１４７３番地１　　電話 0280-62-1710

５．事前相談・施設下見

事前相談及び施設の下見を希望される場合は、必ず事前に担当に連絡し、日程の調整を行うこと。

６．選 定

（１）提出された出店計画書の内容の書類選考及び面接等により審査を行い、最も優れた計画書の営業者とする。

（２）選定結果は、全ての申請者に通知する。

（３）選定スケジュール

①選　考　会：　４月２４日から５月１２日

②営業者決定：　５月１２日

③契　約　日：　５月１５日

④営 業 開 始：　６月２日

７．その他

（１）提出した書類は、返却しない。

（２）書類に記載いただいた事項及び添付資料の内容は、募集事務以外には使用しない。